

議案第91号

大阪市建築基準法施行条例の一部を改正する条例案

大阪市建築基準法施行条例（平成12年大阪市条例第62号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）の改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものを加える。

改正後	改正前
（手数料） 第6条 確認申請等（法の規定に基づく確認の申請及び法第18条第2項（法第87条第1項、第87条の4並びに第88条第1項及び第2項において準用する場合を含む。）の規定による通知をいう。以下同じ。）に対する審査（指定確認検査機関が行うものを除く。）で次の各号に掲げるものについては、当該各号に定める額の手数料をその確認申請等をする者から徴収する。ただし、市規則で定める磁気ディスク等による確認申請等にあつては、当該額から2,000円を減じた額の手数料を徴収する。 〔(1) 略〕 (2) 建築物に係る確認申請等に対する審査のうち、法第6条の3第1項ただし書に規定する建築主事等が行う<u>同項各号に掲げる確認審査又は法第18条第5項各号に掲げる審査</u>（以下これらを「構造計算適	（手数料） 第6条 〔同左〕 〔(1) 同左〕 (2) 建築物に係る確認申請等に対する審査のうち、法第6条の3第1項ただし書に規定する建築主事等が行う<u>同項ただし書に規定する特定構造計算基準若しくは特定増改築構造計算基準又は法第18条第5</u>

合性審査」という。)を含むもの 前号に定める額に、構造計算適合性審査 1 件につき、別表第 2 の左欄に掲げる区分に応じ、同表右欄に定める額を加算した額

[(3) 略]

(4) 工作物に係る確認申請等に対する審査 1 件につき、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア 工作物を築造する場合（イに掲げる場合を除く。） 21,000円

イ 確認済証の交付を受けた工作物の計画を変更して工作物を築造する場合 12,000円

2 建築物のエネルギー消費性能の向上等に

関する法律（平成27年法律第53号。以下「建築物省エネ法」という。）第10条第 1 項の規定により建築物エネルギー消費性能基準（建築物省エネ法第 2 条第 1 項第 3 号に規定する建築物エネルギー消費性能基準をいう。以下同じ。）に適合させなければならない建築物（建築物省エネ法第11条第 1 項ただし書若しくは第 2 項後段又は第12条第 2 項ただし書若しくは第 3 項後段の規定の適用を受ける要確認特定建築行為等（建築物省エネ法第11条第 1 項に規定する要確認特定建築行為及び建築物省エネ法第12条第 2 項に規定する要通知特定建築行為をいう。以下同じ。）であって建築物のエネルギー消

項ただし書に規定する特定構造計算基準若しくは特定増改築構造計算基準に適合するかどうかの審査（以下「構造計算適合性審査」という。）を含むもの 前号に定める額に、構造計算適合性審査 1 件につき、別表第 2 の左欄に掲げる区分に応じ、同表右欄に定める額を加算した額

[(3) 同左]

(4) [同左]

ア 工作物を築造する場合（イに掲げる場合を除く。） 18,000円

イ 確認済証の交付を受けた工作物の計画を変更して工作物を築造する場合 10,000円

[新設]

費性能の向上等に関する法律施行規則（平成28年国土交通省令第5号）第2条第1項第1号に該当するものに係る建築物に限る。別表第4において同じ。）に係る前項第1号又は第2号に掲げる確認申請等に対する審査については、同項第1号又は第2号に定めるもののほか、1件につき、同表の左欄に掲げる区分に応じ、同表右欄に定める額の手数料をその確認申請等をする者から徴収する。ただし、当該確認申請等をする者から当該要確認特定建築行為等に係る建築物省エネ法第11条第6項若しくは第12条第7項の適合判定通知書又はその写しの提出を受ける場合は、この限りでない。

3 完了検査申請等（法の規定に基づく建築物等に関する完了検査の申請及び法第18条第20項（法第87条の4並びに第88条第1項及び第2項において準用する場合を含む。）の規定による通知をいう。以下同じ。）に関する検査（指定確認検査機関が行うものを除く。）で次の各号に掲げるものについては、当該各号に定める額の手数料をその完了検査申請等をする者から徴収する。

- (1) 建築物に係る完了検査申請等に関する検査（次号に掲げるものを除く。） 1件につき、別表第5の左欄に掲げる区分に応じ、同表右欄に定める額
- (2) 特定工程に係る建築物に係る完了検査申請等に関する検査 1件につき、別表第6の左欄に掲げる区分に応じ、同表右欄に定める額

2 [同左]

- (1) 建築物に係る完了検査申請等に関する検査（次号に掲げるものを除く。） 1件につき、別表第4の左欄に掲げる区分に応じ、同表右欄に定める額
- (2) 特定工程に係る建築物に係る完了検査申請等に関する検査 1件につき、別表第5の左欄に掲げる区分に応じ、同表右欄に定める額

(3) 建築設備に係る完了検査申請等に関する検査 1件につき、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア 建築設備（小荷物専用昇降機を除く。） 20,000円

イ 小荷物専用昇降機 11,000円

(4) 工作物に係る完了検査申請等に関する検査 1件につき14,000円

4 建築物省エネ法第10条第1項の規定により建築物エネルギー消費性能基準に適合させなければならない建築物（要確認特定建築行為等に係るものに限る。別表第7において同じ。）に係る前項第1号又は第2号に掲げる完了検査申請等に関する検査については、同項第1号又は第2号に定めるもののほか、1件につき、同表の左欄に掲げる区分に応じ、同表右欄に定める額（同表の左欄の2以上の区分に該当する場合にあっては、それらの区分に応じ、同表右欄に定める額の合計額）の手数料をその完了検査申請等をする者から徴収する。

5 中間検査申請等（法の規定に基づく建築物に関する中間検査の申請及び法第18条第28項の規定による通知をいう。以下同じ。）に関する検査（指定確認検査機関が行うものを除く。）については、1件につき、別表第8の左欄に掲げる区分に応じ、同表右欄に定める額の手数料をその中間検査申請等

(3) [同左]

ア 建築設備（小荷物専用昇降機を除く。） 18,000円

イ 小荷物専用昇降機 10,000円

(4) 工作物に係る完了検査申請等に関する検査 1件につき12,000円

3 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成27年法律第53号。以下「建築物省エネ法」という。）第11条第1項の規定により建築物エネルギー消費性能基準（建築物省エネ法第2条第1項第3号に規定する建築物エネルギー消費性能基準をいう。以下同じ。）に適合させなければならない特定建築物（建築物省エネ法第11条第1項に規定する特定建築物をいう。以下同じ。）に係る前項第1号又は第2号に掲げる完了検査申請等に関する検査については、同項第1号又は第2号に定めるもののほか、1件につき、別表第6の左欄に掲げる区分に応じ、同表右欄に定める額の手数料をその完了検査申請等をする者から徴収する。

4 中間検査申請等（法の規定に基づく建築物に関する中間検査の申請及び法第18条第28項の規定による通知をいう。以下同じ。）に関する検査（指定確認検査機関が行うものを除く。）については、1件につき、別表第7の左欄に掲げる区分に応じ、同表右欄に定める額の手数料をその中間検査申請等

をする者から徴収する。

6 法第86条の8第1項若しくは第87条の2第1項の規定による全体計画の認定又は法第86条の8第3項（法第87条の2第2項において準用する場合を含む。）の規定による全体計画の変更の認定の申請に対する審査については、1件につき、別表第9の左欄に掲げる区分に応じ、同表右欄に定める額の手数料をその申請をする者から徴収する。ただし、工事期間のみの変更に係る申請にあっては、23,000円の手数料を徴収する。

7 令第137条の16第2号の規定による認定の申請に対する審査については、1件につき、別表第10の左欄に掲げる区分に応じ、同表右欄に定める額の手数料をその申請をする者から徴収する。

8 前各項に定めるもののほか、法（法の規定に基づく本市の条例を含む。）、令又はこの条例の規定に基づく事務で別表第11各号に掲げるものについては、1件につき、当該各号に定める額の手数料をその申請をする者から徴収する。

（手数料の減免）

第8条 都市計画法第11条第1項第8号に掲げる一団地の住宅施設として建築される建築物で法第86条の規定の適用を受けるものに係る第6条第1項から第5項までの規定による手数料の額は、これらの規定にかかわらず、これらの規定により算定した額の2分の1に相当する額とする。

をする者から徴収する。

5 法第86条の8第1項若しくは第87条の2第1項の規定による全体計画の認定又は法第86条の8第3項（法第87条の2第2項において準用する場合を含む。）の規定による全体計画の変更の認定の申請に対する審査については、1件につき、別表第8の左欄に掲げる区分に応じ、同表右欄に定める額の手数料をその申請をする者から徴収する。ただし、工事期間のみの変更に係る申請にあっては、21,000円の手数料を徴収する。

6 令第137条の16第2号の規定による認定の申請に対する審査については、1件につき、別表第9の左欄に掲げる区分に応じ、同表右欄に定める額の手数料をその申請をする者から徴収する。

7 前各項に定めるもののほか、法（法の規定に基づく本市の条例を含む。）、令又はこの条例の規定に基づく事務で別表第10各号に掲げるものについては、1件につき、当該各号に定める額の手数料をその申請をする者から徴収する。

（手数料の減免）

第8条 都市計画法第11条第1項第8号に掲げる一団地の住宅施設として建築される建築物で法第86条の規定の適用を受けるものに係る第6条第1項から第4項までの規定による手数料の額は、これらの規定にかかわらず、これらの規定により算定した額の2分の1に相当する額とする。

- 2 国又は地方公共団体から第5条の3の規定による申請があったときは、同条の規定に基づく事務に係る第6条第8項の規定による手数料を免除する。

[3 略]

別表第1（第6条関係）

床面積の合計	手数料 の額
100平方メートル以下	<u>38,000円</u>
100平方メートルを超え200平方メートル以下	<u>50,000円</u>
200平方メートルを超え <u>300平方メートル</u> 以下	<u>72,000円</u>
<u>300平方メートル</u> を超え1,000平方メートル以下	<u>97,000円</u>
1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以下	<u>130,000円</u>
2,000平方メートルを超え10,000平方メートル以下	<u>307,000円</u>
10,000平方メートルを超え50,000平方メートル以下	<u>524,000円</u>
50,000平方メートル超	<u>814,000円</u>

備考 この表において、「床面積の合計」とは、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める面積とする。

[(1) 略]

- (2) 確認済証の交付を受けた建築物（長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）第6条第5項の規定により確認済証の交付があったものとみなされる同法第5条第1項に

- 2 国又は地方公共団体から第5条の3の規定による申請があったときは、同条の規定に基づく事務に係る第6条第7項の規定による手数料を免除する。

[3 同左]

別表第1（第6条関係）

床面積の合計	手数料 の額
100平方メートル以下	<u>33,000円</u>
100平方メートルを超え200平方メートル以下	<u>44,000円</u>
200平方メートルを超え <u>500平方メートル</u> 以下	<u>60,000円</u>
<u>500平方メートル</u> を超え1,000平方メートル以下	<u>87,000円</u>
1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以下	<u>116,000円</u>
2,000平方メートルを超え10,000平方メートル以下	<u>275,000円</u>
10,000平方メートルを超え50,000平方メートル以下	<u>470,000円</u>
50,000平方メートル超	<u>730,000円</u>

備考 [同左]

[(1) 同左]

- (2) 確認済証の交付を受けた建築物（長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）第6条第5項の規定により確認済証の交付があったものとみなされる同法第5条第1項に

規定する長期優良住宅建築等計画に係る建築物、都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号）第54条第5項の規定により確認済証の交付があったものとみなされる同法第53条第1項に規定する低炭素建築物新築等計画に係る建築物及び建築物省エネ法第30条第5項の規定により確認済証の交付があったものとみなされる建築物省エネ法第29条第1項に規定する建築物エネルギー消費性能向上計画に係る建築物を除く。以下同じ。）の計画の変更をして建築物を建築する場合（第5号に掲げる場合及び移転する場合を除く。）当該計画の変更に係る部分の床面積の2分の1の面積（床面積の増加する部分にあつては、当該増加する部分の床面積）

[(3)～(5) 略]

別表第3（第6条関係）

[表 別紙2 挿入]

別表第4（第6条関係）

[表 別紙3 挿入]

別表第5（第6条関係）

床面積の合計	手数料 の額
100平方メートル以下	<u>25,000円</u>
100平方メートルを超え200平方メートル以下	<u>29,000円</u>
200平方メートルを超え <u>300平方メートル</u> 以下	<u>36,000円</u>

規定する長期優良住宅建築等計画に係る建築物、都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号）第54条第5項の規定により確認済証の交付があったものとみなされる同法第53条第1項に規定する低炭素建築物新築等計画に係る建築物及び建築物省エネ法第35条第5項の規定により確認済証の交付があったものとみなされる建築物省エネ法第34条第1項に規定する建築物エネルギー消費性能向上計画に係る建築物を除く。以下同じ。）の計画の変更をして建築物を建築する場合（第5号に掲げる場合及び移転する場合を除く。）当該計画の変更に係る部分の床面積の2分の1の面積（床面積の増加する部分にあつては、当該増加する部分の床面積）

[(3)～(5) 同左]

別表第3（第6条関係）

[表 別紙1 挿入]

[新設]

別表第4（第6条関係）

床面積の合計	手数料 の額
100平方メートル以下	<u>22,000円</u>
100平方メートルを超え200平方メートル以下	<u>26,000円</u>
200平方メートルを超え <u>500平方メートル</u> 以下	<u>32,000円</u>

300平方メートルを超え 1,000平方メートル以下	60,000円
1,000平方メートルを超え 2,000平方メートル以下	84,000円
2,000平方メートルを超え 10,000平方メートル以下	229,000円
10,000平方メートルを超え 50,000平方メートル以下	336,000円
50,000平方メートル超	566,000円

[備考 略]

別表第6（第6条関係）

床面積の合計	手数料 の額
100平方メートル以下	22,000円
100平方メートルを超え200 平方メートル以下	26,000円
200平方メートルを超え300 平方メートル以下	33,000円
300平方メートルを超え 1,000平方メートル以下	57,000円
1,000平方メートルを超え 2,000平方メートル以下	78,000円
2,000平方メートルを超え 10,000平方メートル以下	218,000円
10,000平方メートルを超え 50,000平方メートル以下	315,000円
50,000平方メートル超	523,000円

備考 この表において、「床面積の合計」の
意義は、別表第5備考に定めるところに
よる。

[削る]

500平方メートルを超え 1,000平方メートル以下	55,000円
1,000平方メートルを超え 2,000平方メートル以下	76,000円
2,000平方メートルを超え 10,000平方メートル以下	209,000円
10,000平方メートルを超え 50,000平方メートル以下	308,000円
50,000平方メートル超	518,000円

[備考 同左]

別表第5（第6条関係）

床面積の合計	手数料 の額
100平方メートル以下	20,000円
100平方メートルを超え200 平方メートル以下	24,000円
200平方メートルを超え500 平方メートル以下	30,000円
500平方メートルを超え 1,000平方メートル以下	52,000円
1,000平方メートルを超え 2,000平方メートル以下	71,000円
2,000平方メートルを超え 10,000平方メートル以下	199,000円
10,000平方メートルを超え 50,000平方メートル以下	288,000円
50,000平方メートル超	478,000円

備考 この表において、「床面積の合計」の
意義は、別表第4備考に定めるところに
よる。

別表第6（第6条関係）

別表第7（第6条関係）

[表 別紙5 挿入]

別表第8（第6条関係）

床面積の合計	手数料 の額
100平方メートル以下	<u>20,000円</u>
100平方メートルを超え200平方メートル以下	<u>23,000円</u>
200平方メートルを超え <u>300平方メートル</u> 以下	<u>29,000円</u>
<u>300平方メートル</u> を超え1,000平方メートル以下	<u>50,000円</u>
1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以下	<u>68,000円</u>
2,000平方メートルを超え10,000平方メートル以下	<u>184,000円</u>
10,000平方メートルを超え50,000平方メートル以下	<u>279,000円</u>
50,000平方メートル超	<u>470,000円</u>

[備考 略]

別表第9（第6条関係）

床面積の合計	手数料 の額
100平方メートル以下	<u>38,000円</u>
100平方メートルを超え200平方メートル以下	<u>50,000円</u>
200平方メートルを超え <u>300平方メートル</u> 以下	<u>72,000円</u>
<u>300平方メートル</u> を超え1,000平方メートル以下	<u>97,000円</u>

[表 別紙4 挿入]

[新設]

別表第7（第6条関係）

床面積の合計	手数料 の額
100平方メートル以下	<u>18,000円</u>
100平方メートルを超え200平方メートル以下	<u>21,000円</u>
200平方メートルを超え <u>500平方メートル</u> 以下	<u>27,000円</u>
<u>500平方メートル</u> を超え1,000平方メートル以下	<u>46,000円</u>
1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以下	<u>62,000円</u>
2,000平方メートルを超え10,000平方メートル以下	<u>168,000円</u>
10,000平方メートルを超え50,000平方メートル以下	<u>255,000円</u>
50,000平方メートル超	<u>430,000円</u>

[備考 同左]

別表第8（第6条関係）

床面積の合計	手数料 の額
100平方メートル以下	<u>33,000円</u>
100平方メートルを超え200平方メートル以下	<u>44,000円</u>
200平方メートルを超え <u>500平方メートル</u> 以下	<u>60,000円</u>
<u>500平方メートル</u> を超え1,000平方メートル以下	<u>87,000円</u>

1,000平方メートルを超え 2,000平方メートル以下	<u>130,000円</u>
2,000平方メートルを超え 10,000平方メートル以下	<u>307,000円</u>
10,000平方メートルを超え 50,000平方メートル以下	<u>524,000円</u>
50,000平方メートル超	<u>814,000円</u>

[備考 略]

別表第10（第6条関係）

床面積の合計	手数料 の額
100平方メートル以下	<u>31,000円</u>
100平方メートルを超え200 平方メートル以下	<u>40,000円</u>
200平方メートルを超え <u>300</u> 平方メートル以下	<u>58,000円</u>
<u>300平方メートル</u> を超え 1,000平方メートル以下	<u>77,000円</u>
1,000平方メートルを超え 2,000平方メートル以下	<u>104,000円</u>
2,000平方メートルを超え 10,000平方メートル以下	<u>245,000円</u>
10,000平方メートルを超え 50,000平方メートル以下	<u>419,000円</u>
50,000平方メートル超	<u>651,000円</u>

[備考 略]

別表第11（第6条関係）

[表 略]

1,000平方メートルを超え 2,000平方メートル以下	<u>116,000円</u>
2,000平方メートルを超え 10,000平方メートル以下	<u>275,000円</u>
10,000平方メートルを超え 50,000平方メートル以下	<u>470,000円</u>
50,000平方メートル超	<u>730,000円</u>

[備考 同左]

別表第9（第6条関係）

床面積の合計	手数料 の額
100平方メートル以下	<u>27,000円</u>
100平方メートルを超え200 平方メートル以下	<u>36,000円</u>
200平方メートルを超え <u>500</u> 平方メートル以下	<u>49,000円</u>
<u>500平方メートル</u> を超え 1,000平方メートル以下	<u>70,000円</u>
1,000平方メートルを超え 2,000平方メートル以下	<u>93,000円</u>
2,000平方メートルを超え 10,000平方メートル以下	<u>220,000円</u>
10,000平方メートルを超え 50,000平方メートル以下	<u>377,000円</u>
50,000平方メートル超	<u>584,000円</u>

[備考 同左]

別表第10（第6条関係）

[表 同左]

備考 表中及び表中に挿入される別紙の[]の記載並びに対象規定の二重傍線を付した標記
部分を除く全体に付した傍線は注記である。

附 則

- 1 この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 69 号）附則第 2 条の規定によりなお従前の例によることとされる同法第 2 条の規定による改正前の建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成 27 年法律第 53 号）第 11 条第 1 項の規定により建築物エネルギー消費性能基準（同法第 2 条第 1 項第 3 号に規定する建築物エネルギー消費性能基準をいう。）に適合させなければならない同法第 11 条第 1 項に規定する特定建築物に係るこの条例による改正後の大阪市建築基準法施行条例（以下「改正後の条例」という。）第 6 条第 4 項、第 8 条第 1 項及び別表第 7 の規定の適用については、改正後の条例第 6 条第 4 項中「建築物省エネ法第 10 条第 1 項」とあるのは「脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 69 号）第 2 条の規定による改正前の建築物省エネ法（以下「旧建築物省エネ法」という。）第 11 条第 1 項」と、「建築物エネルギー消費性能基準」とあるのは「建築物エネルギー消費性能基準（旧建築物省エネ法第 2 条第 1 項第 3 号に規定する建築物エネルギー消費性能基準をいう。）」と、「建築物（要確認特定建築行為等に係るものに限る。別表第 7 において同じ。）」とあるのは「特定建築物（旧建築物省エネ法第 11 条第 1 項に規定する特定建築物をいう。）」と、「同表の左欄に」とあるのは「大阪市建築基準法施行条例の一部を改正する条例（令和 7 年大阪市条例第 号。以下「令和 7 年改正条例」という。）附則第 2 項の規定により読み替えられた別表第 7 の左欄に」と、改正後の条例第 8 条第 1 項中「第 5 項まで」とあるのは「第 3 項まで及び第 5 項並びに令和 7 年改正条例附則第 2 項の規定により読み替えられた同条第 4 項」と、同表備考第 1 項中「建築物省エネ法第 10 条第 1 項の規定により建築物エネルギー消費性能基準に適合させなければならない建築物の新築、増築又は改築に係る部分の床面積の合計をいう」とあるのは「令和 7 年改正条例による改正前の大阪市建築基準法施行条例別表第 6 備考第 1 項の規定の例により算定した床面積の合計をいう。この場合において、同項中「建築物省エネ法第 11 条第 1 項」とあるのは「脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 69 号。以下「改正法」という。）第 2 条の規定による改正前の建築物省エネ法（以下「旧建築物省エネ法」という。）第 11 条第 1 項」と、「建築物省エネ法第 12 条第 1 項」とあるのは「旧建築物省エネ法第 12 条第 1 項」と、「建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令」とあるのは「建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令等の一部を改正する省令（令和 6 年経済産業省令・国土交通省令第 1 号）第 1 条の規定による改正前の建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令」と、同項ただし書中「都市の低炭素化の促進に関する法律」とあるのは「改正法附則第 12 条の規定による改正前の都市の低炭素化の促進に関する法律」と、「建築物省エネ法」とあるのは「旧建築物省エネ法」とする」とする。

[別表第3 別紙1]

区分		手数料の額
建築設備を設置する場合（確認済証の交付を受けた建築設備の計画を変更して建築設備を設置する場合を除く。）	建築設備（小荷物専用昇降機を除く。）	<u>21,000円</u>
	小荷物専用昇降機	<u>11,000円</u>
確認済証の交付を受けた建築設備の計画を変更して建築設備を設置する場合	建築設備（小荷物専用昇降機を除く。）	<u>13,000円</u>
	小荷物専用昇降機	<u>9,000円</u>

[別表第3 別紙2]

区分		手数料の額
建築設備を設置する場合（確認済証の交付を受けた建築設備の計画を変更して建築設備を設置する場合を除く。）	建築設備（小荷物専用昇降機を除く。）	<u>24,000円</u>
	小荷物専用昇降機	<u>13,000円</u>
確認済証の交付を受けた建築設備の計画を変更して建築設備を設置する場合	建築設備（小荷物専用昇降機を除く。）	<u>15,000円</u>
	小荷物専用昇降機	<u>10,000円</u>

[別表第4 別紙3]

区分		手数料の額
確認申請等に係る 建築物又は建築物 の部分の種別	床面積の合計	
一戸建ての住宅	200平方メートル未満	20,600円
	200平方メートル以上	22,100円
その他の建築物又は 建築物の部分	300平方メートル未満	38,400円
	300平方メートル以上2,000平方メートル未満	66,200円
	2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満	119,600円
	5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満	180,700円
	10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満	331,500円
	25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満	560,400円
	50,000平方メートル以上	982,600円

備考 この表において、「床面積の合計」とは、建築物省エネ法第10条第1項の規定により建築物エネルギー消費性能基準に適合させなければならない建築物の新築、増築又は改築に係る部分の床面積の合計をいう。

[別表第6 別紙4]

区分		手数料の額
完了検査申請等に係る建築物又は建築物の部分の種別	床面積の合計	
工場等の用途に供する建築物又は建築物の部分	300平方メートル以上1,000平方メートル未満	19,300円
	1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満	27,500円
	2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満	69,500円
	5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満	104,100円
	10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満	130,100円
	25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満	161,500円
	50,000平方メートル以上	224,300円
その他の建築物又は建築物の部分	300平方メートル以上1,000平方メートル未満	84,400円
	1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満	111,200円
	2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満	179,100円
	5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満	232,600円
	10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満	279,200円
	25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満	327,500円
	50,000平方メートル以上	422,900円

備考

- この表において、「床面積の合計」とは、建築物省エネ法第11条第1項の規定により建築物エネルギー消費性能基準に適合させなければならない特定建築物又はその部分の床面積の合計（当該特定建築物又はその部分に係る建築物省エネ法第12条第1項に規定する建築物エネルギー消費性能適合性判定において、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省令・国土交通省令第1号）第1条第1項第1号ただし書に規定する国土交通大臣がエネルギー消費性能を適切に評価できる方法と認める方法を用いることにより一次エネルギー消費量（同号イに規定する一次エネルギー消費量をいう。）に係る計算をすることが不要となった部分がある場合にあっては、当該特定建築物又はその部分の床面積の合計から当該計算をすることが不要となった部分の床面積の合計を除いた面積）をいう。ただし、建築物を増築する場合であって、都市の低炭素化の促進に関する法律第55条第2項において準用する同法第54条第8項の規定により適合判定通知書（建築物省エネ法第12条第

6 項に規定する適合判定通知書をいう。以下同じ。) の交付を受けたものとみなされるとき又は建築物省エネ法第36条第2項において準用する建築物省エネ法第35条第8項の規定により適合判定通知書の交付を受けたものとみなされるときは、当該増築に係る部分の床面積の合計に、当該特定建築物又はその部分のうち当該増築に係る部分以外の部分の床面積の合計の2分の1の面積を加えた面積とする。

- 2 この表において、「工場等の用途」とは、工場、危険物の貯蔵若しくは処理に供する建築物、水産物の増殖場若しくは養殖場、倉庫、卸売市場、火葬場、と畜場、汚物処理場、ごみ焼却場又は令第130条の2の2各号に掲げる処理施設の用途をいう。

[別表第7 別紙5]

		区分	手数料の額
完了検査申請等に係る建築物又は建築物の部分の種別		床面積の合計	
非住宅建築物又は非住宅部分	工場等の用途に供する建築物又は建築物の部分	300平方メートル未満	8,900円
		300平方メートル以上1,000平方メートル未満	20,100円
		1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満	29,000円
		2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満	73,600円
		5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満	110,700円
		10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満	138,200円
		25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満	171,700円
		50,000平方メートル以上	238,600円
	その他の建築物又は建築物の部分	300平方メートル未満	43,100円
		300平方メートル以上1,000平方メートル未満	85,500円
		1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満	113,000円
		2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満	183,600円
		5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満	239,300円
		10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満	287,600円
		25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満	338,100円
		50,000平方メートル以上	437,700円
住宅又は住宅部分	一戸建ての住宅	200平方メートル未満	7,400円
		200平方メートル以上	8,200円
	その他の建築物又は建築物の部分	300平方メートル未満	14,100円
		300平方メートル以上2,000平方メートル未満	25,300円
		2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満	45,300円
		5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満	69,100円
		10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満	127,100円
		25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満	214,800円
		50,000平方メートル以上	377,500円

備考

- 1 この表において、「床面積の合計」とは、建築物省エネ法第10条第1項の規定により建築物エネルギー消費性能基準に適合させなければならない建築物の新築、増築又は改築に係る部分の床面積の合計をいう。
- 2 この表において、「住宅部分」とは、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省令・国土交通省令第1号）第1条第2項に規定する住宅部分をいう。
- 3 この表において、「非住宅部分」とは、住宅部分以外の建築物の部分をいう。
- 4 この表において、「住宅」とは、住宅部分を有する建築物（複合建築物（非住宅部分及び住宅部分を有する建築物をいう。以下この表において同じ。）を除く。）をいう。
- 5 この表において、「非住宅建築物」とは、非住宅部分を有する建築物（複合建築物を除く。）をいう。
- 6 この表において、「工場等の用途」とは、工場、危険物の貯蔵若しくは処理に供する建築物、水産物の増殖場若しくは養殖場、倉庫、卸売市場、火葬場、と畜場、汚物処理場、ごみ焼却場又は令第130条の2の2各号に掲げる処理施設の用途をいう。

令和7年2月21日提出

大阪市長 横山 英 幸

説 明

建築物に係る確認申請等に対する審査に係る手数料等を改定し、新たに建築物エネルギー消費性能基準に適合させなければならないこととなる建築物に係る完了検査申請等に関する検査に係る手数料等を定めるとともに、規定を整備するため、条例の一部を改正する必要があるので、この案を提出する次第である。